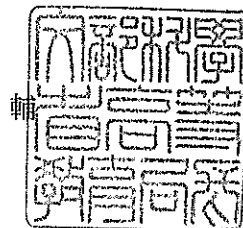




26文科高第1130号  
平成27年3月31日

独立行政法人大学評価・学位授与機構長  
財団法人日弁連法務研究財団理事長 殿  
財団法人大学基準協会会長

文部科学省高等教育局長  
吉 田 大



学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な  
細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）

このたび、別添1、別添2のとおり、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（平成27年文部科学省令第16号）」が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。

この改正は、法科大学院教育の質の向上のために、認証評価機関が客観的指標を適切に活用しつつ、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、適格認定が厳格に行われるようにすることを主な目的とするものです。

認証評価機関におかれては、下記の留意事項を踏まえ、評価基準や解釈指針等の改正を行い、その運用に遺漏のないようお取り計らいください。

## 記

### 1 改正内容

#### (1) 大学評価基準において定める評価事項関係（第4条第1項第1号）

- ① 入学者選抜に関する事項として、入学者の適性に加え、その能力の適確かつ客観的な評価について評価を実施することとしたこと。（第1号ロ）
- ② 収容定員に関することとして、在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に加え、入学定員の適切な設定について評価を実施することとしたこと。（第1号ニ）
- ③ 司法試験の合格状況を含む教育活動の成果及び当該成果につながる教育活動の実施状況について評価を実施することとしたこと。（第1号カ）

#### (2) 認証評価機関は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平

成14年12月6日法律第139号)」第5条に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしたこと。(第4条第1項第3号)

- (3) 認証評価を行った後に、受審法科大学院の教育課程及び教員組織のみならず、教育活動の状況全般について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該法科大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した結果への当該事項の付記等に努めるよう認証評価機関に求めることとしたこと。(第4条第3項)

## 2 留意事項

- (1) 「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教育活動の実施状況及びその成果」については、客観的指標を対外的に明確にする形で取り入れ、重点的に評価すること。

- (2) (1)に掲げる事柄が客観的指標の水準を下回っている法科大学院については、教育の質と関連付けてその原因を精緻に評価するとともに、改善見込みについても具体的に分析・明示することなどを通じ、総合的に適格認定の判断を行うこと。

その際、客観的指標の水準を下回することは、それ自体、教員や教育課程など当該法科大学院の教育の質に関して何らかの深刻な課題を抱えていることを強く類推させるものであることから、当該法科大学院の状況についての評価の結果、特段の考慮すべき事項が存在しないと認められる限りは、適格認定を与えるべきではないこと。なお、仮に、適格認定を与える場合には、その評価結果や理由等を社会に対して説明する責任をより強く求められるものであること。

- (3) 客観的指標として、次に掲げるものを活用することが適当であること。

① 入学者選抜における競争倍率(目安:2倍)

本指標が目安を下回っている場合には、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言いがたいなど、入学者の質の保証への影響が懸念される。そのため、適性試験や個別の入学者選抜を通じて入学者の質の確保がなされているかを重点的に確認する必要があること。なお、当該指標は教育の実施状況等、他の事項の評価を行う際の判断に当たっても関係するものであること。

② 入学定員充足率(目安:50%) / 入学者数(目安:10名)

本指標が目安を下回っている場合には、教育組織として規模が小さくなりすぎているなど、法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念される。そのため、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案しつつも、定員に基づいた入学者数の適正な管理とともに、入学定員についても適切に設定されているかを重点的に確認する必要があること。

なお、当該指標は教育の実施状況等、他の事項の評価を行う際の判断に当たっても関係するものであること。

③ 司法試験合格率（目安：司法試験合格率が全国平均の半分）

本指標が目安を下回っている場合には、教育の実施状況や教員の質の保証に課題があることが強く類推される。そのため、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情を勘案しつつも、法科大学院としてふさわしい教育の質が確保できているかを重点的に確認する必要があること。なお、当該指標は入学者の質の確保や入学定員の適正な管理等の事項の評価を行う際の判断に当たっても関係するものであること。

- (4) 認証評価機関においては、適格認定を受けられなかった法科大学院について再度評価を行うための手続等を定め、当該法科大学院の求めに応じ、評価を行うよう努めること。
- (5) 必要に応じ評価結果への付記等に努めることとする、法科大学院を取り巻く教育活動の状況についての重要な変更としては、志願者の大幅な減少による入学定員充足率の変化等が想定されること。

本件担当：文部科学省高等教育局専門教育課  
専門職大学院室法科大学院係  
電話番号：03-5253-4111  
(内線：3318, 3310)



逆とじ

<p>2 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。</p> <p>3 第三条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、第三条第二項の規定にかかわらず、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の第一項第一号に掲げる事項について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。</p>	<p>2 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。</p> <p>(新設)</p>
--	--

- ト 授業の方法に関すること。
- チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。
- リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。
- ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。
- ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。
- ヲ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関すること。
- ワ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。
- カ 法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。
- 二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。次号において「連携法」という。）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。
- 三 認証評価機関になろうとする者が、連携法第五条第三項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていふこと。

- ト 授業の方法に関すること。
- チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。
- リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。
- ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。
- ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。
- ヲ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関すること。
- ワ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。
- カ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること。
- 二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

（新設）

○学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年三月十二日文科科学省令第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法科大学院に係る法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。</p> <p>イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。</p> <p>ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価に関すること。</p> <p>ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。</p> <p>ニ 入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。</p> <p>ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。</p> <p>ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。</p>	<p>（法科大学院に係る法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。</p> <p>イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。</p> <p>ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。</p> <p>ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。</p> <p>ニ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。</p> <p>ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。</p> <p>ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。</p>



三 認証評価機関になろうとする者が、連携法第五条第三項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

第四条に次の一項を加える。

3 第三条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、第三条第二項の規定にかかわらず、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の第一項第一号に掲げる事項について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

#### 附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百条第三項の規定に基づき、学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号口中「及び適性」を「並びに適性及び能力」に改め、同号二中「在学する」を「入学定員の適切な設定及び在学する」に改め、同号力中「進路」の下に「等の教育活動の成果」を、「含む。」

」の下に「及び当該成果に係る教育活動の実施状況」を加え、同項第二号中「平成十四年法律第三百三十九号」の下に「。次号において「連携法」という。」を加え、同項に次の一号を加える。